

都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関し、事業の施行方法、費用負担方法、その他必要な事項を定めることにより連続立体交差化を促進し、もって都市交通の安全化と円滑化を図り、都市の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)道路

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路及び都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）により都市計画決定された道路をいう。

(2)鉄道

鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 2 条による鉄道事業に係る鉄道（ただし新幹線鉄道は除く。）及び軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 1 条第 1 項の規定による軌道であって、軌道の運転について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成 13 年国土交通省令第 151 号。以下「技術基準省令」という。）を準用している軌道をいう。

(3)連続立体交差化

施工基面を沿線の地表面から離隔して既設線に相応する鉄道を建設するものであって、次のいずれかに該当するものをいい、既設線の連続立体交差化と同時に鉄道線路を増設することを含むものとする。

- 一 鉄道と幹線道路（道路法による一般国道及び都道府県道、都市計画法により都市計画決定された道路をいう。）とが 2 ヶ所以上において交差し、かつ、その交差する両端の幹線道路の中心間距離が 350 メートル以上ある鉄道区間について、鉄道と道路とを同時に 3 ヶ所以上において立体交差させ、かつ、2 ヶ所以上の踏切道の除却（既に当該鉄道と立体交差化された道路の鉄道と交差する箇所において行われる車線の増加を伴う改築又は道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）に適合していない構造をこれに適合させるために行う改築を含む。）を行うもの。
- 二 幹線道路と交差する箇所にピーク時遮断時間が 40 分／時以上又は一日踏切交通遮断量が 50,000 台時／日以上と見込まれる踏切が存在する鉄道区間について、当該踏切を除却し、かつ、鉄道と道路とを同時に 3 ヶ所以上において立体交差させるもの。

三 幹線道路以外の道路と交差する箇所自動車、歩行者及び軽車両にかかる一日踏切交通遮断量が 50,000 台（人）時／日以上であり、かつ、歩行者及び軽車両にかかる一日踏切交通遮断量が 20,000 台（人）時／日以上であると見込まれる踏切が存在する鉄道区間において、当該踏切を除却し、かつ鉄道と道路とを同時に 3ヶ所以上において立体交差させるもの。

四 施工基面を沿線の地表面から隔離し既設線に相応する鉄道を建設済みの区間（以下「整備済み区間」という。）に隣接する鉄道の区間について、整備済み区間と併せた全体の区間として上記一または二に適合するもの。

(4) 単純連続立体交差化

鉄道線路の増設（以下「線増」という。）を同時に行わない連続立体交差化をいう。

(5) 線増連続立体交差化

線増を同時に行う連続立体交差化をいう。

(6) 都市計画事業施行者

連続立体交差化に関する事業を都市計画事業として施行する都道府県、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市、県庁所在都市又はそれに準ずる都市（人口 20 万人以上の都市及び特別区）をいう。

(7) 鉄道事業者

連続立体交差化に係る区間の鉄道を管理する者をいう。ただし、鉄道の施設を管理する鉄道事業者と鉄道の用地を所有する鉄道事業者が異なる場合には、当該用地を所有する者を含む。

(都市計画)

第3条 国土交通大臣、都道府県又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市は都市計画法の定めるところにより、連続立体交差化に関する都市計画を定めるものとする。

2 第 1 項の都市計画には、線増連続立体交差化の場合における鉄道施設の増強部分（既設線の鉄道施設の面積が増大する部分及び線増線の部分をいう。以下同じ。）を含めるものとする。ただし、鉄道事業者が自己の負担で、既設線の連続立体交差化に先行して線増工事に着手する必要がある場合においては、線増線の部分を含めないことができる。

(都市計画事業の施行)

第4条 前条の規定により都市計画決定された連続立体交差化に関する事業（以下「連続立体交差化事業」という。）のうち、単純連続立体交差化の場合における全ての事業及び線増連続立体交差化の場合における鉄道施設の増強部分以外の部分に係る事業は、都市計画事業として都市計画事業施行者が施行する。

(構造基準)

第5条 連続立体交差化に関する構造は、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）、技術基準省令、軌道建設規程（大正 12 年内務・鉄道省令）及びこれらに準ずる諸基準によるものとする。この場合において、連続立体交差化後の鉄道又は交差道路の取付勾配及び曲線は、当該鉄道又は交差道路の従前の機能を阻害しない範囲のものとする。

(連続立体交差化事業費)

第6条 連続立体交差化事業費は、連続立体交差化のため直接必要な本工事費、附帯工事費、測量および試験費、用地費（土地に関する補償費を含む。以下同じ。）、補償費（土地に関する補償費を除く。以下同じ。）、機械器具費、営繕費及び事務費とし、工事及び用地取得に直接従事する職員の人件費及び旅費並びに調査、設計及び監督に直接従事する職員の旅費を含むものとする。

2 連続立体交差化事業費を区分して、高架施設費、貨物設備等の移転費及び増加費用とし、その範囲はそれぞれ次のとおりとする。

(1) 高架施設費

連続立体交差化事業費のうち貨物設備等の移転費及び増加費用を除いた費用

(2) 貨物設備等の移転費

貨物の取扱いに必要な設備、操車場、車両基地、その他現業機関の施設の移転に要する費用

(3) 増加費用

次に掲げる場合の連続立体交差化事業費の増加分

(イ) 交差道路を新設し、又は拡幅するため、支間 25 メートル以上の鉄道橋が必要となる場合

(ロ) 連続立体交差化により掘下げ、嵩上げ又は付替えが必要となる交差道路を連続立体交差化と同時に新設し、又は拡幅する場合

(ハ) 都市計画事業施行者又は鉄道事業者の要請により、鉄道の平面線形等を著しく改良する場合

(ニ) 鉄道事業者が連続立体交差化と同時に軌道、架線、信号設備又は連動装置の著しい改良を行う場合

(費用負担)

第7条 連続立体交差化事業費のうち、高架施設費及び貨物設備等の移転費は、都市計画事業施行者と鉄道事業者とが次に掲げるところにより負担するものとする。

(1) 単純連続立体交差化の場合

| | | 鉄道事業者 | 都市計画事業施行者 |
|-----------|-------|---------------|------------|
| 高架施設費 | 鉄道既設分 | 鉄道受益相当額 | 残額 |
| | 鉄道増強分 | 全額 | — |
| 貨物設備等の移転費 | 鉄道既設分 | 移転先用地の取得に要する額 | 施設の移転に要する額 |
| | 鉄道増強分 | 全額 | — |

(2) 線増連続立体交差化の場合

| | | 鉄道事業者 | 都市計画事業施行者 |
|-----------|-------|----------------|-----------|
| 高架施設費 | 鉄道既設分 | 用地費の額及び鉄道受益相当額 | 残額 |
| | 鉄道増強分 | 全額 | — |
| 貨物設備等の移転費 | | 全額 | — |

(3) 単純連続立体交差化と線増連続立体交差化との境界の駅部の場合

| | | 鉄道事業者 | 都市計画事業施行者 |
|-----------|-------|--------------------------------|-----------------|
| 高架施設費 | 鉄道既設分 | 用地費の額及び鉄道受益相当額 | 残額 |
| | 鉄道増強分 | 全額 | — |
| 貨物設備等の移転費 | 鉄道既設分 | 施設の移転に要する額の2分の1及び移転先用地の取得に要する額 | 施設の移転に要する額の2分の1 |
| | 鉄道増強分 | 全額 | — |

2 前項の鉄道既設分及び鉄道増強分の範囲は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 鉄道既設分

鉄道施設の増強部分に係る費用以外の費用

(2) 鉄道増強分

鉄道施設の増強部分に係る費用

(土地及び施設の帰属)

第8条 連続立体交差化によって生じた土地及び施設のうち、道路施設及び都市計画事業施行者が取得した道路予定地並びに都市計画事業施行者が取得した鉄道用地に対応して生じた残存土地は都市計画事業施行者に、その他のものは鉄道事業者それぞれに帰属するものとする。

(土地の優先譲渡)

第9条 都市計画事業施行者は、前条の規定により都市計画事業施行者に帰属した土地を、鉄道事業者が必要とする場合においては、自ら又は関係地方公共団体が必要とするときを除き、当該鉄道事業者に優先的に有償で譲渡するものとする。

2 鉄道事業者は、前条の規定により鉄道事業者に帰属した土地を、都市計画事業施行者又は関係地方公共団体が必要とする場合においては、自らが必要とするときを除き、都市計画事業施行者又は関係地方公共団体に優先的に有償で譲渡するものとする。

(高架下の利用)

第10条 都市計画事業施行者は、連続立体交差化によって生じた高架下に、国又は地方公共団体が自ら運営する（料金徴収等一部の業務を委託することを含む。）公共の用に供する施設で利益の伴わないものを設置しようとするときは、高架下の利用につきあらかじめ鉄道事業者と協議するものとし、鉄道事業者は、その業務の運営に支障のない限り協議に応ずるものとする。

(事業の効率的な実施等)

第11条 都市計画事業施行者と鉄道事業者は、事業の効率性等の観点から、工期の短縮及びコスト削減に努めるとともに、事業施工中の交通の円滑化及び安全の確保を図ることとする。

(細目要綱への委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項は、細目要綱で定める。

附則

1 この要綱は、平成19年8月9日から適用する。ただし、この要綱の適用の日前に締結した協定については、なおその効力を有する。